

令和 7 年 秋 季

要 請 書

北 海 道 市 長 会

目 次

社会基盤整備関係について.....	1
1 北海道の開発行政について.....	1
2 社会資本整備総合交付金事業について.....	1
3 年間を通じた公共工事発注時期の平準化について.....	1
4 地籍調査事業の促進について.....	1
5 空き家・空きビル対策の推進について.....	2
6 北海道新幹線の建設促進等について.....	2
7 J R 北海道の安定的な経営に向けた支援について.....	4
8 持続可能な地域公共交通の構築について.....	5
9 国土強靱化の推進について.....	6
10 高規格道路網をはじめとする道路整備の促進について.....	6
11 道路施設の凍上被害に対する支援について.....	6
12 治水事業等の整備促進について.....	7
13 港湾施設の整備促進等について.....	7
14 空港の整備促進と運営について.....	8
15 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について.....	9
16 下水道施設の改築に係る予算の確保について.....	9
17 水資源の保全について.....	10
18 除排雪対策の充実について.....	10
19 公共工事におけるスライド条項の運用見直しについて.....	11
経済・労働関係について.....	12
1 北海道観光の振興について.....	12
2 次世代半導体製造拠点の整備促進等について.....	13
農林水産業関係について.....	14
1 農林水産業の共通課題に対する支援等について.....	14
2 農業の振興について.....	15
3 酪農・畜産の振興について.....	17

4	林業の振興について.....	18
5	外国との漁業交渉等について.....	18
6	ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について.....	19
7	水産業の振興について.....	19
8	海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について...	20
9	エゾシカによる農作物被害対策について.....	20
	環境関係について.....	21
1	循環型社会構築の推進について.....	21
2	アスベスト対策の推進について.....	21
3	カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策の確立について.....	21
	防災・原子力発電所対策関係について.....	24
1	防災・減災及び老朽化対策の強化について.....	24
2	原子力発電所への対応について.....	26
	その他について.....	27
1	鳥獣の保護及び管理に関する対応について.....	27
	〔決議〕.....	28
	地方創生に関する決議.....	28

北海道内３５市の市政推進に当たり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の景気は緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感がみられることに加え、物価上昇の継続により、市民生活や企業活動、さらには自治体財政にまで多大な影響が及んでおります。

また、人口減少や高齢化の進行に加え、とりわけ若年層の大都市圏への流出により、道内の多くの市では、産業の担い手や後継者の確保が困難となっており、地域経済や多様な市民活動の基盤が揺らぎつつあります。

こうした厳しい状況の中にあっても、各市においては、激甚化する自然災害への備え、脱炭素化の実現、デジタル化の推進など喫緊の課題への対応を進めるとともに、「新たな地方創生」のもと自主的・主体的な地域づくりを推進していく所存であります。

そのためには、地方の実情に即した財政支援に加え、より実効性のある制度の創設や見直しなど、これまで以上に国からの力強い御支援が不可欠であります。

つきましては、今後の国の施策の展開や予算編成に当たり、道内３５市の実情等にご理解を賜り、適切な措置を講じていただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和７年１０月１７日

北海道市長会

札幌市長	秋元 克広	苫小牧市長	金澤 俊	滝川市長	前田 康吉
函館市長	大泉 潤	稚内市長	工藤 広	砂川市長	飯澤 明彦
小樽市長	迫 俊哉	美唄市長	桜井 恒	歌志内市長	柴田 一孔
旭川市長	今津 寛介	芦別市長	北村 真	深川市長	田中 昌幸
室蘭市長	青山 剛	江別市長	後藤 好人	富良野市長	北 猛俊
釧路市長	鶴間 秀典	赤平市市長	畠山 渉	登別市長	小笠原 春一
帯広市長	米沢 則寿	紋別市長	山崎 彰則	恵庭市長	原田 裕
北見市長	辻 直孝	士別市長	渡辺 英次	伊達市長	堀井 敬太
夕張市長	厚谷 司	名寄市長	加藤 剛士	北広島市長	上野 正三
岩見沢市長	松野 哲	三笠市長	西城 賢策	石狩市長	加藤 龍幸
網走市長	水谷 洋一	根室市長	石垣 雅敏	北斗市長	池田 達雄
留萌市長	中西 俊司	千歳市長	横田 隆一		

社会基盤整備関係について

社会基盤の整備を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 北海道の開発行政について

北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興、脱炭素化をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算及び人員を確保すること。

2 社会資本整備総合交付金事業について

道路事業や上下水道事業などの社会資本整備事業を計画的に推進できるよう、必要な交付額を確保すること。

特に、重点配分事業や継続事業については、事業規模の縮小や事業期間の延伸などの支障を来さないために、十分な予算措置を講じること。

3 年間を通じた公共工事発注時期の平準化について

積雪寒冷地である北海道において、早期の工事発注に資するため、補助金の交付決定を極力早期に行うこと。

また、ゼロ国債や明許繰越の活用について配慮すること。

4 地籍調査事業の促進について

地籍調査事業を計画的に実施するため、人件費をはじめとする補助対象経費の拡大や国費負担割合を引き上げるなど、必要な財源の確保・拡充を図ること。

5 空き家・空きビル対策の推進について

空き家・空きビル対策を推進し、地域住民の生命・身体・財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、以下の措置を講じること。

ア 交付金制度における国費率を引き上げるとともに、国が定める不良住宅等除却費については、建築構造や有害物質を含む建築部材の使用状況により、補助単価と実施単価に大きな乖離が生じる場合があるため、市町村の負担にならないよう、十分な財政支援を講じること。また、所有権に関する法的処理については、建物にかかる所有権の状況等に応じて迅速な対応が可能となるよう検討すること。

イ 市町村の調査権限を拡充し、所有者の不適切な維持管理に対する罰則や法的な規制を強化するとともに、特定空家等の所有権が変更された場合において、市町村への届出義務化や行政指導の効果が承継される新たな制度を検討すること。

ウ 所有者不明の空き家・空きビルの建築部材が飛散するなど、地域住民の生活環境に被害が生じた場合には、適切な支援がされるよう新たな制度を創設すること。

エ 空きビル問題は、地方都市特有の課題であり、やむを得ず空きビルの行政代執行を行う場合には、多額の費用を要し、現実として費用の回収が困難であることから、除却後の土地の所有権を地方公共団体に帰属させるなどの法制度の見直しを検討すること。

オ 令和5年度の空家等対策特別措置法改正後の運用状況を踏まえ、更なる空家等対策強化のため、一定の条件を満たす場合には地方公共団体に所有権を実質的に帰属可能とすることなどを含めて、各種の必要な措置等を検討すること。

6 北海道新幹線の建設促進等について

(建設促進)

(1) 地質不良対策等検討ワーキングチームにおける新たな技術導入を視野に

入れた工程短縮策の検討などを不断に行うことにより具体的な開業時期の見通しを早急に明示するとともに、一日も早い完成・開業を図ること。

- (2) 完成・開業の大幅な遅れに伴う各方面への影響の最小化に向けた政府及び関係機関による幅広い分野での包括的な支援を検討・実施すること。
 - (3) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決を図ること。
 - (4) 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。
 - (5) 完成・開業の遅れによる新たな地方負担が発生しないための適切な措置を講じた上で各自治体負担額の見通しを早急に提示すること。
 - (6) 新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などの整備に対し、社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。
- (開業波及効果の拡大)
- (7) 広大な北海道において、航空機による利用に応えるため、道内・道外路線の充実を図るとともに、空港運営事業者が実施する事業計画への支援をはじめ、道内空港の整備を促進すること。
 - (8) 道内の各空港へのアクセス道路や圏域間を結ぶ高速道路等の整備を加速すること。
 - (9) 新幹線駅から道内各所の観光地や主要都市などに快適・円滑に移動できるよう、利便性の高い交通ネットワークの整備や二次交通の確保に対する市町村等の取組に対し支援を行うこと。

7 J R 北海道の安定的な経営に向けた支援について

(1) 国鉄の分割民営化に際し設けられた経営安定基金の運用益は、J R 北海道の経営安定に不可欠なものであるが、金利の低下により運用益が大幅に低迷している状況にあることから、将来にわたり安定的な収益を確保し、脆弱な経営基盤が再建されるよう、支援の効果を検証しつつ確実に継続すること。

(2) 積雪寒冷な気候により劣化が進んでいる施設の補修や耐震化が喫緊の課題となっていることから、これらの安全対策上必要となる費用について支援措置を継続すること。

また、台風等被害に係る復旧については、迅速な対応が可能となるよう、補助率の引上げを含め支援措置の拡充を図ること。

(3) J R 貨物から支払われる線路使用料には、線路保守に関わる建設勘定経費や人件費は含まれておらず、旅客会社が路線の維持管理経費の多くを負担している。特に、J R 北海道においては、J R 他社と比較して貨物輸送の割合が高いことから、大きな負担となっている。

食料の安定供給を担う J R 貨物の運行は、北海道のみならず、日本全体で維持すべき重要なネットワークであり、J R 北海道に対する負担軽減のため、線路使用料の見直しに向けた支援も含め、コスト負担のあり方について幅広い検討を行うこと。

(4) 訪日外国人の利便性向上や鉄道施設のバリアフリー化による利用促進など、J R 北海道が鉄道事業の増収につながる対策を積極的に実施できるよう、補助事業の補助率の引上げや金融上の優遇措置を含め、支援措置を講じること。

(5) ハード・ソフト両面の安全対策には、膨大な費用と時間が必要であり、脆弱な経営基盤にあるＪＲ北海道が、早急に安全運行体制を構築することができるよう、安全投資への十分な資金の確保に向けた必要な支援を継続すること。

(6) 鉄道網の維持・存続を図るために地域と協力して行う支援に当たっては、地域の実情や意見を踏まえるとともに、地域と十分に協議の上、支援制度の構築を行うこと。

8 持続可能な地域公共交通の構築について

(1) 「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において示された、持続可能で活力ある国土の形成と交通の「リ・デザイン」の実現のため、北海道においても新幹線の基本計画路線と幹線鉄道を含む地域公共交通の今後の方向性について、調査検討を加速化させること。

(2) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、高齢者や学生などの交通弱者を含めた地域住民の生活に不可欠なバス路線を守るため、補助要件の緩和及び補助対象経費の限度額の引上げを行い、安定した支援を継続すること。

また、運行区域の全てが政令市等の区域内にある系統を地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象にするとともに、地域間幹線系統に接続していない同一市町村内を運行する系統についても、新たな補助制度により支援を行うこと。

(3) 北海道の広域ネットワークを形成する都市間高速バスの休止又は廃止については、路線バスと同様に地域住民の生活に多大な影響を与えるため、交通事業者から国に届出があった際は、関係地方公共団体の意見を聴取すること。

(4) 地方バス路線維持・確保のため、A I オンデマンド交通などの導入や運行に対し、実態に即した新たな補助制度を創設すること。

(5) 地域公共交通の維持に要する交通事業者への財政支援については、地域の実情等に応じた充分かつ、きめ細やかな国庫補助を行うこと。

9 国土強靱化の推進について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても、切れ目なく強靱な国土づくりを進めるため、国土強靱化実施中期計画の達成に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するなど、国土強靱化の取組の継続的・安定的な推進を行うこと。

10 高規格道路網をはじめとする道路整備の促進について

(1) 高規格道路の整備促進を図るとともに、着手している区間の早期完成と、未着手区間の早期着手を図ること。

(2) 一般国道の整備促進を図ること。

(3) 第9期北海道総合開発計画を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が必要としている道路整備が遅れることがないようにすること。

(4) 道路管理者に義務付けられた5年に1度の道路施設の点検については、市町村の負担を軽減するため、補助制度の充実など財政措置を講じるとともに、技術的支援を必要とする市町村への対応を図ること。

11 道路施設の凍上被害に対する支援について

近年の異常な気象現象により、冬期の降雨・融雪を要因とする道路舗装

の損傷（凍上・ポットホール被害）が著しいことから、積雪寒冷地特有の道路施設の予防保全のための対策を継続的に実施するため、緊急自然災害防止対策事業債制度の期間を延長するとともに制度の恒久化を検討すること。

12 治水事業等の整備促進について

- (1) 気候変動の影響等による大雨などの激甚化・多様化する自然災害に備え、関係機関の連携の推進など、危機管理体制を充実強化するとともに、河川事業、砂防事業等について、流域治水の考えの基、積極的に実施すること。

また、現行の河川整備基本方針や河川整備計画について、気候変動の影響等を踏まえた変更を検討するとともに、計画に基づく事業を円滑に実施すること。

- (2) 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

13 港湾施設の整備促進等について

- (1) 北海道の国際的な経済連携の促進や、基幹産業の競争力を高めるため、海上コンテナなどに対応する港湾機能の高度化を図るとともに、港湾の施設整備を促進すること。

- (2) 外国人観光客の受入や地域での交流、観光の拠点となる「みなとオアシス」などの機能強化を図るとともに、大型クルーズ客船などの受入環境整備を推進すること。

- (3) 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。

- (4) 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・係留施設等の維持管理に

ついて、国の支援の更なる充実を図ること。

また、国の警備救難に従事する船舶の拠点となっている係留施設を改修する場合、これらの船舶の移設に伴う施設整備費や備品購入費のほか、一般の維持管理費についても十分な財政支援を行うこと。

14 空港の整備促進と運営について

(1) 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。

また、外国人観光客やLCCの就航等に対応した施設整備、受入体制の強化を図ること。

(2) 新千歳空港の整備・機能強化について、次の措置を講じること。

ア 将来の航空需要を見据え、滑走路の増設や長距離国際路線の安定運航に必要となる滑走路の延長整備も含めた空港の機能強化について、速やかに検討を行うこと。

イ 冬期の航空機の安定運航を確保するため、誘導路の複線化や滑走路端近傍のデアイシングエプロンの整備等を着実に推進すること。

ウ 地震災害時における空港機能の確保、航空ネットワークの維持及び後背地における救急・救命活動や復旧活動並びに経済活動の継続性を確保するために必要となる空港施設の耐震対策の推進を図ること。

エ 空港運営事業者が行う空港基本施設の維持管理について、施設によっては劣化等により大規模な改良が必要となっていることなどから、技術面等が大きな課題となっているため、これらについては、国による支援を行うこと。

オ 今後、見込まれる航空需要の増大に対応できるよう、二次交通の輸送力強化として、空港アクセスの充実に係る取組や、南千歳駅と新千歳空港駅間の複線化等の将来像を見据えたアクセス鉄道の強化に係る検討へ

の連携・支援を図ること。

(3) 民間委託による道内 7 空港の一体的運営に当たっては、空港運営事業者が各地域の意向を踏まえ、地域振興を図るとともに、運営事業を着実に推進できるよう、国において管理・監督すること。

(4) 航空需要の増大に対応するため、保安検査員の処遇改善に関する支援や、スマートレーン等の先進的な検査機器の導入促進など、必要な取組を推進すること。

15 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について

(1) 市民の重要なライフラインである水道施設の耐震化及び老朽管更新を進めるため、水道管路耐震化等推進事業における補助対象を全ての管種に拡充するとともに、配水本管のみならず一定口径以上の配水支管を加えるほか、資本単価要件の拡大を図ること。

(2) 防災・安全交付金について、インフラの整備等を地域の実情に応じて計画的に実施できるよう重点配分の対象を拡大すること。

また、補助対象として浄水場等を統合整備する際、密接な関連を有する施設として管路や重要給水施設の配水管を整備する際、給水管の繋ぎ替えに係る経費を含むこと。

(3) 水道施設の基幹構造物を耐震化する際、基準事業費を用いた算定方式を撤廃し、実際の事業費に対して補助すること。

16 下水道施設の改築に係る予算の確保について

(1) 下水道施設の改築に係る国費支援については、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、今後増大が見込

まれる老朽化施設の改築需要に適切に対応できるよう、十分な予算を確保すること。

また、令和 9 年度以降の污水管渠改築事業に対する財政支援の要件となるウォーター P P P の導入及び運用に対して、支援の充実を図るとともに、老朽化対策を進める地方公共団体の実情を十分把握したうえで、導入時期については柔軟に対応すること。

- (2) 地方公営企業繰出金の高資本費対策に要する経費に係る繰出基準について、供用開始 30 年未満の事業を対象とする年限要件を見直すこと。

17 水資源の保全について

上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地に関する権利の移転又は設定について、法的な規制を含む新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

18 除排雪対策の充実について

- (1) 道路整備によるストック効果を冬期においても十分に発揮できるよう、道路除排雪経費に対する社会資本整備総合交付金等の補助率 3 分の 2 を充足する予算の確保を行うこと。

また、大雪時における市町村道の除雪に対する臨時特例措置について、局地的な豪雪への適用拡大など十分な支援措置を図ること。

- (2) 除排雪業務に必要な不可欠な車両不足を解消するため、地域の実情を踏まえ、冬期間の排雪運搬業務に限定した自家用自動車のダンプトラックの活用を可能にするなど、必要な対策を講じること。

19 公共工事におけるスライド条項の運用見直しについて

建設資材や燃料価格等の高騰により建設事業者の経営悪化が懸念されることから、公共工事のスライド条項について、受注者負担割合の軽減を図るなど、より効果的・弾力的な運用に向けて基準の見直しを進めること。

経済・労働関係について

経済対策・労働対策の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 北海道観光の振興について

(1) 安心・快適に道内観光地を周遊するため、交通インフラ等の整備を促進すること。

ア 高規格道路及び空港・港湾等へのアクセス道路の整備促進を図ること。

イ 新千歳空港を利用する観光客等の利便性向上や、道内各地へのアクセスを改善するために、新千歳空港駅のスルー化を実現させること。

(2) 外国人観光客の誘致を促進するため、規制緩和等を推進すること。

ア 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置や特定免税店制度など、財政上、税制上又は金融上の特例的な措置を創設すること。

イ 外国人の出入国に対応できる空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に、関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾における需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

ウ 訪日個人観光ビザの発給要件を更に緩和すること。

エ 中国など一部外国航空会社の新千歳空港への乗り入れ規制を更に緩和すること。

オ 道内へのクルーズ船の寄港促進を図るため、外国船籍のクルーズ船の運航が容易となるような取組を進めること。

(3) 観光資源の更なる充実や外国人が安心・快適に旅行することができる環境づくりなど、観光地としての国際競争力を高める取組を支援すること。

また、北海道の農水産物や景観などを活かした魅力ある地域ブランドの創出に向けた取組の支援を拡充すること。

- (4) 北海道の豊かな自然を満喫できる広域的なサイクリング環境整備を推進すること。

また、基幹ルート及び地域ルートについての地域の取組に対し、十分な財源を確保すること。

- (5) 航空需要の増大に向けて、次の措置を講じること。

ア 航空・空港関係事業者の人材確保・育成等に向けた取組や空港機能の効率的投資・運用に向けた取組を推進するとともに、新規就航・増便を促進するための受入環境整備を引き続き行うこと。

イ 国は、「航空燃料供給不足に対する行動計画」を着実に実施するとともに、引き続き、航空会社の希望に応じて航空燃料を安定的に供給できる取組を推進すること。

2 次世代半導体製造拠点の整備促進等について

国家プロジェクトである次世代半導体の開発及び量産事業を円滑に推進するため、以下の措置を講じること。

ア 製造拠点を取り巻く各インフラ整備等の促進及び半導体関連人材の確保・育成への支援を図ること。

イ 各インフラ整備等に係る財源確保や財源措置を拡充すること。

ウ 国及び北海道、自治体等の関係者による情報共有と連携体制の維持・強化を図ること。

エ 新たな関連企業の集積やサプライチェーン構築に伴う工業団地や住環境等の社会基盤整備への支援の充実・強化を図ること。

農林水産業関係について

農林水産業の発展を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 農林水産業の共通課題に対する支援等について

(1) 農林水産業の共通課題に対する支援について

- ア 農林水産業における新規就業者等の就業意欲を喚起し定着化を図るため、サポート体制や研修の充実など、魅力ある担い手対策を講じること。
- イ 食の安全・安心を守るため、海外からの家畜伝染病や水産物の感染症などの侵入を、水際で防止する防疫対策を一層徹底すること。
- ウ 農林水産物のブランド化による販路拡大など、北海道の地勢・特性を活かすことのできる農業政策を推進すること。
- エ 道内産農林水産物や加工品の効率的かつ安定的な輸送を確保するとともに、6次産業化による地域の競争力強化を図ること。
- オ 道内産農林水産物や加工品の更なる輸出促進を図るため、長期保存が可能となる低温貯蔵施設の改修や、集出荷等の共同利用施設の整備など施設整備を推進するとともに、海外展開の取組を支援するサポート体制を一層強化すること。

(2) 自由貿易協定等に対する対応について

- ア 農林水産物の安全・安定供給、食料自給力と自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興などを損なうことのないよう対応すること。
また、農林水産業に対する影響など十分な情報提供を行うとともに、幅広い国民的議論を行うこと。
- イ 農林水産分野における重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）と水産物については、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するなど慎重に対応すること。

ウ 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づく政策については、農林水産業の体質強化を図るため、各分野及び地域の実情を踏まえつつ着実に推進すること。

また、ＣＰＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定、日英ＥＰＡ及びＲＣＥＰに関わる対策費については、引き続き既存の農林水産予算の外枠として確保すること。

エ ＣＰＴＰＰ協定における牛肉、豚肉、ホエイのセーフガードについて、日米貿易協定の発効後も米国分を含んだ発動基準数量となっているため、適切に発動されるよう協定の修正協議を早急に行うこと。

２ 農業の振興について

(1) 経営の安定対策について

ア 農業者が安定して経営を継続できるよう、外国産農産物との競争や自然災害による減収などに対して、経営所得安定対策の充実強化を図ること。

イ 農業生産資材等の価格が急騰し、農業生産者の経営環境は厳しい状況であることから、生産資材等の安定確保や価格の安定化、生産に係るコスト負担軽減に資する対策を継続して講じること。

ウ 農業の担い手に対して、省力化技術や新品種への切替えなどの研修機会を充実するとともに、農業経営基盤強化資金など、農地の取得や改良等に要する資金の借入れに対する支援を一層拡充すること。

エ 省力化に向けた機械の導入などの施設整備に対する支援策については、小規模経営の農家にも適用を図ること。

オ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）については、北海道農業の特性や実情を踏まえ、就農要件などの見直しを図るとともに、適切な予算措置を講じること。

(2) 生産基盤等の整備について

ア 農地集積・集約化を確実に進めるため、農地の大区画化や暗渠排水の整備など、農業生産基盤の整備を促進すること。

イ 安定した農業生産に不可欠な農業水利施設の計画的な保全・整備を促進するとともに、水田の畑地化など、営農形態の変化に対応した水管理の施設整備を推進すること。

ウ 生産コスト低減対策のため、病害に強く収益性に優れた品種開発や栽培技術の確立・普及、ＩＣＴを活用した技術開発など、生産技術の高度化を推進すること。

(3) 北海道は、他地域に先んじて経営の大規模化や農地の集約化に取り組んできたが、「強い農業づくり交付金事業」や「産地生産基盤パワーアップ事業」、「担い手確保・経営強化支援事業」などの支援対策事業については、全国一律の基準でなく、これら北海道の先進的な取組や生産量の維持・確保を考慮するとともに、整備事業に係る上限事業費の拡大等採択条件の変更や達成条件の緩和など弾力的な運用を図ること。

(4) 主要農作物である稲、麦及び大豆については、北海道特有の積雪寒冷という栽培条件に適した、安全で優良な種子の安定供給が引き続き可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

(5) 馬鈴しょの重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウなどの対策として、抵抗性品種の改良及び根絶に向けた研究を促進し、効果的な対策を講じること。

(6) 北海道の基幹作物のひとつであるてん菜について、砂糖の需要減少により、糖価調整制度における調整金の単年度収支が黒字化するよう生産枠が令和８年度までに段階的に減少されることとなったが、地域農業における持続可能な生産体系を維持するため、糖価調整制度における国費負担割合

の増加や輸入加糖調製品の調整金引上げなどの支援を充実させるとともに、てん菜糖の需要拡大について長期的に需要喚起策を講じること。

- (7) 水田を対象として支援する水田活用直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するにあたっては、水張りの要件を受けて既に畑地化促進事業を活用した農業者との不公平が生じないことを前提に、生産者及び農業関係団体等から現場の課題を十分に把握のうえ、慎重に見直しを行うとともに、地域農業に影響が生じる場合は、必要な対策を実施すること。

3 酪農・畜産の振興について

(1) 経営の安定対策について

- ア 生乳消費量の伸び悩みや減産調整、飼料価格の高騰など、酪農・畜産の経営環境は厳しさを増し、農家戸数の減少が続いていることから、飲用乳、乳製品加工原料乳の価格安定策や長期的な消費拡大等の需要喚起、担い手育成の強化など、抜本的な経営安定対策を推進すること。
- イ 需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保が図られるよう、加工原料乳生産者補給金制度の拡充を図ること。
- ウ 日本産チーズの競争力を高めるため、原料乳の高品質化・コスト低減や日本産チーズの需要拡大に向けた取組を引き続き推進すること。
- エ 配合飼料価格安定制度について、経営規模拡大に伴い、基金負担額が増加することから、軽減策を講じること。
- オ 近年、輸入飼料や燃油などの生産資材の価格が高騰し、農業経営に大きな影響を与えていることから、生産者の負担緩和のための財政支援に加え、飼料穀物の備蓄のあり方や、国産飼料の増産を含め、飼料価格の安定化に資する対策を講じること。

(2) 生産基盤の整備について

畜舎の更新や草地整備、搾乳ロボット等の省力化設備の導入に対して、各支援事業の補助率の引上げや予算の重点配分を行うこと。

4 林業の振興について

- (1) 国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有する森林の整備・保全が必要であることから、森林整備保全事業計画を着実に推進するとともに、必要な予算を安定的に確保すること。
- (2) 森林経営管理法の制定や森林環境譲与税の創設により、市町村の果たす役割が増大していることから、市町村の実施体制の強化、整備を図るため、人的支援、財政支援などの措置を充実させること。

5 外国との漁業交渉等について

- (1) ロシア漁業資源管理体制に対応するため、対ロシア漁業外交を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する側面的支援を強化すること。
- (2) 北太平洋の公海におけるサンマ資源等の持続可能な利用のため、「北太平洋漁業委員会」で協議を進め、関係諸国と連携し、早期に適切な資源管理が行われるよう積極的に対応すること。
- (3) 北方領土問題が未解決であるが故に、喪失した漁業生産の一部を補完する役割を担っている「日ロ地先沖合漁業交渉」並びに「北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議及び民間交渉」においては、地域の漁業実態・課題を丁寧に把握したうえで、安定的な操業機会の確保に向けた力強い漁業交渉を展開すること。

6 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について

ロシア水域でのサケ・マス流し網漁が禁止され、漁業者や水産加工、運輸、船舶資材など関連産業はもとより、地域経済にも甚大な影響が及ぶことから、将来的なロシア水域におけるサケ・マス漁業等の権益の継続、確保に向け、強い意志をもって、ロシア政府との交渉に取り組むとともに、漁業者など関係者の意向を十分聞いた上で、中長期的な視点に立ち、関係者の生活の安定や地域経済の維持などに有効な対策を講じること。

7 水産業の振興について

(1) 経営の安定対策について

ア 漁業及び関連産業が安定して経営を継続できるよう、資源管理等推進収入安定対策事業を持続するための基金の積み増し等の漁業収入安定対策の充実・強化や、設備投資への支援など、経営所得安定対策を一層推進すること。

イ 燃油価格等の動向に左右されない漁業経営への転換に向けた取組を推進するため、省エネ機器等の導入など、漁業の燃油価格等高騰対策の継続・強化を図ること。

(2) 生産基盤の整備について

安全・安心な水産物の提供や輸出促進に向け、衛生管理の充実した水産基盤整備の促進並びに流通・加工施設等の整備に対する支援を充実すること。

(3) 赤潮被害に対する支援について

令和3年9月中旬以降、北海道太平洋沿岸で発生した赤潮被害に対し赤潮発生原因の早期究明及び予測技術の早期確立を図るとともに、持続可能な漁業経営に向けた中長期的な支援体制を構築すること。

(4) ホタテの採苗不振に係る調査研究体制の強化について

道内の主要魚種であるホタテの稚貝の安定生産に向けて、採苗不振の原因究明や、採苗技術の研究強化及び迅速な情報共有を図ること。

(5) その他の施策について

持続可能な水産業の実現のため、長期的な展望に立って水産資源の維持・増大の対策を推進すること。

8 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について

トドやアザラシなどの海獣による漁業被害については、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填など、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

9 エゾシカによる農作物被害対策について

(1) 地域におけるエゾシカの被害対策を強化するため、「鳥獣被害防止総合対策」や「指定管理鳥獣捕獲等事業」の推進に必要な予算を確保するほか、狩猟者の負担の軽減など捕獲の担い手確保に必要な措置を講じること。

(2) エゾシカによる農業被害対策については、広域的な対策の必要性から国が積極的に事業創設に取り組み、予算を確保するとともに、国有林内でのエゾシカ捕獲対策の推進について、管理者として積極的に取り組むこと。

環境関係について

環境対策を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 循環型社会構築の推進について

食料生産に不可欠な肥料の国産化や安定供給を図るため、堆肥・下水汚泥等未利用資源の利用拡大や広域流通を促進する施設整備等を対象とした新たな支援制度を講じること。

2 アスベスト対策の推進について

- (1) 住民の安全・安心の確保のため、一般環境のアスベスト濃度の評価基準を設定し、継続的な環境モニタリング制度を整備すること。
- (2) 吹付け石綿、煙突用石綿断熱材及び仕上塗材などの石綿含有建材を適切に点検・維持管理するため、点検方法・頻度、点検結果の判断基準及び室内濃度に係る具体的な評価基準の設定など、法的な基準等を早急に定めること。
- (3) 地方自治体及び民間事業者が実施する建築物解体等に伴うアスベスト飛散防止・廃棄物対策について、補助制度を拡充すること。
- (4) 事前調査における一定の知見を有する者を確保するため、北海道内で工作物石綿事前調査者講習及び建築物石綿含有建材調査者講習の受講機会を拡大するなど必要な措置を講じること。

3 カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策の確立について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー

政策のあり方について引き続き国民的議論を尽くし、必要な措置を講じること。

(2) 地方自治体が2050年カーボンニュートラルの実現に向けた政策を実施できるよう、国による支援メニューを充実させるとともに、引き続き必要な財政支援を行うこと。

(3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図るとともに、防災対策や電力供給体制の強靱化を図るため、自立分散化を進めること。

また、再生可能エネルギー普及促進を目的とした補助制度など既存の制度の維持及び拡充を図ること。

(4) 再生可能エネルギーの普及を促進するため、送配電網の維持・運用費用の負担のあり方の検討に当たっては、発電事業者の過大な負担とならない仕組みを構築すること。

あわせて、発電事業者の参入を促すため、電気事業者の送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。

(5) 北海道は暖房などによる化石燃料の利用により全国に比べ家庭部門におけるCO₂の排出割合が大きく、住宅の省エネ・省CO₂化の推進が必要であることから、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や高効率暖房・給湯器、太陽光発電システム・蓄電池の導入設置を行う一般家庭に対して十分な財政支援を行うこと。

(6) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施

されるよう、防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。

(7) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるようリユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。

(8) 風力発電設備から発生する騒音・低周波音の健康への影響について、より一層の調査や研究を行い、その結果を逐次、速やかに分かりやすい形で国民に対し情報提供すること。

(9) 風力発電事業者に対し、発電設備の設置に当たっては、設備の規模に関わらず、国のガイドラインを遵守し、説明会を実施するなど、地域住民へ十分な配慮を行うよう指導を徹底すること。

(10) 北海道が有する豊富な石炭資源を有効に活用するため、地下及び地表ガス化による水素の製造について、国のエネルギー政策の重点事項として位置付けるとともに、未利用エネルギー関連施設の設置に対して財政支援を行うなど、積極的な推進を図ること。また、二酸化炭素の貯留、利用に関する技術の研究開発や社会実装に向けた実証実験に対し、引き続き財政支援を行うとともに、地域住民や関係団体の理解促進に関する支援を行うこと。

(11) ゼロエミッション車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの施設整備、水素サプライチェーン構築等に対する支援を一層充実させること。

防災・原子力発電所対策関係について

防災・原子力発電所対策の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 防災・減災及び老朽化対策の強化について

- (1) 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を更に充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。
- (2) 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などを更に促進するため、補助率の拡大など補助制度や、必要な地方債資金の確保など、財政措置の継続・拡充を図ること。
- (3) 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (4) 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (5) 地域における防災・減災対策を強化するため、ＪＲ路線への踏切や高架橋新設を含む避難路の整備、津波避難タワー等の設置、避難所における発電機等の資器材の整備や食糧の備蓄、自主防災組織の活動支援、要配慮者対策など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政支援措置の継続・拡

充を図ること。

(6) 大規模な災害による停電発生時に、踏切の遮断機が長時間遮断され、住民の避難や救助救出活動が困難になる事態を回避するため、踏切の早期解放に向けた対策について検討するとともに、鉄道事業者等に対して必要な指導や支援を行うこと。

(7) 大規模な災害による電源喪失のリスクを回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統や北本連系設備の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、北本連系設備の増強に当たっては、全国的な送電ネットワークの環境整備に資することを考慮し、広域的な費用負担の仕組みを構築すること。

(8) 厳冬期の災害発生に備え、指定避難所の機能強化のため、発電機等の非常用設備や暖房器具の導入に伴う支援を拡充すること。

(9) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、積雪寒冷地特有の課題を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施し、防災・減災の徹底を図るため必要となる財源について、北海道開発予算などとともに、安定的に確保すること。

(10) 津波避難対策を推進する上で、特に重要となる地域住民に対する防災教育や啓発などについて、その充実・強化に向けた取組を推進すること。

(11) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられた事業を着実に進められるよう、防災・安全交付金については、自治体が必要と

する所要額を確保すること。

また、特別強化地域に指定されている自治体が整備する、津波からの一時避難場所を確保するための複合施設については、公共施設としての利用や冬季における長時間の避難など、平時・災害時ともに有効活用ができることから、基準水位を下回る階層にいても、同法により嵩上げされた補助率が適用となるよう対象要件を緩和するとともに、自治体負担分について活用可能な地方債制度の拡充を図ること。

2 原子力発電所への対応について

- (1) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

- (2) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

- (3) 放射性物質による環境汚染を防止するため、新たな規制の仕組みの導入や関係制度の見直しを早急に進めること。

その他について

次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 鳥獣の保護及び管理に関する対応について

(1) ヒグマによる被害対策について

ア 緊急銃猟について、市町村をはじめとした関係者が認識を共有し、現場で安全かつ迅速に対応するため、具体的な実施手順や発砲の判断基準等を定めたガイドラインの周知徹底を進めること。また、道内における出沒対応訓練の実施などの技術的な支援を行うほか、円滑な運用のために必要な財源を措置すること。

イ 改正法の円滑な運用のため、関係省庁が連携し、捕獲の主体となる市町村に支援を行うとともに、地域の捕獲体制の強化に向けて支援すること。

(2) エゾシカによる被害対策について

ア 道路交通事故の発生を防止するため、エゾシカが道路に侵入しないよう、エゾシカ侵入防止柵の設置やドライバーに注意喚起を行う路面標示などのハード対策を一層推進すること。

イ 国が管理する地域内におけるエゾシカ捕獲について、国による捕獲を強化するとともに、市町村等が実施する有害駆除に当たり、捕獲許可等について柔軟な対応を行うこと。また、エゾシカ捕獲に係る交付金について、交付額の十分な措置や交付割合の見直しなど、支援の充実及び強化を図ること。

〔決議〕

地方創生に関する決議

地方創生 2. 0 基本構想では、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」など政策の 5 本柱が掲げられ、「強い経済と豊かな生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環による新しい日本・楽しい日本の創造」が国として目指す姿とされている。

国土の約 2 割を占める広大な北海道では、加速化する人口減少時代において、全道 35 市が各々の地域資源を生かし、各地で創意あるまちづくりに取り組んできているが、少子高齢化の進行や若年層の流出など地域社会の脆弱化が一層深刻化しており、持続可能で豊かな地域づくりを進めるため、地方創生の取組が極めて重要になっている。

地方創生 2. 0 が掲げる「若者や女性にも選ばれる地域」の実現には、もとより生活者にとっての安定した経済や生活環境の基盤が必要不可欠であり、国が標榜する「楽しい日本」の創造に向けた起動に際しては、まずその前段階において、各地域が直面する地域課題の解決に取り組む必要がある。

については、北海道市長会として、特に全道各地で顕在化している喫緊の地域課題について、経済及び生活環境の基盤整備の観点から、まずは課題解決に取り組むべく下記のとおり決議し、国においてその対応に万全を期するよう強く要請する。

記

1 「強い経済基盤の構築」

- (1) 政府関係機関の地方移転をはじめとした東京一極集中の是正に本格的に取り組む、地方への人の流れを大きくする企業の地方移転や高付加価値型産業の創出など、これまでにないような大胆な政策を打ち出し、強力に推

進し、全道各市の主体的な働く場の創出に向けた取組を支援すること。

(2) 北海道は我が国の食料供給基地であり、その優位性を生かし、国民への食料の安定供給を図るため、国において農林漁業者等第一次産業の生産者が安心して経営を継続できる環境を整備し、多様な人材の育成・確保に取り組み、持続可能で強固な食糧供給基盤が確立できるよう関連施策の充実・強化を図ること。

(3) 米国が発動する関税措置が地域経済に与える影響を抑えるため、特に農林漁業者や中小企業者等の資金繰りや生産転換、事業の多角化や販路確保等の取組を強力に支援すること。

また、北海道の強みである農林水産物や食品等の輸出拡大を推進すること。

(4) 国家プロジェクトである次世代半導体の量産や脱炭素化と経済成長を目指すグリーントランスフォーメーション関連事業など北海道内での先進的な取組を着実に進展させ、その経済効果を全道各地に広げること。

(5) デジタル、A I、データ等最先端技術を活用した産学官連携等による産業の創出や振興、新たな地域づくりの取組を強力に支援すること。

(6) インバウンドを含めた観光客の消費拡大や地方への誘客促進を図るため、その受入拠点となる空港・港湾の整備や観光立国推進基本法に基づく観光政策を着実に推進すること。

また、各地で顕在化しているオーバーツーリズムの未然防止・抑制など、必要な支援を行うこと。

(7) 広大な面積を有する北海道においては、「物流2024年問題」が顕在

化していることから、物流革新に向けた政策パッケージによる各種施策を着実に推進し、ＪＲ貨物や内航海運、トラック輸送等による効率的な物流システムを構築するとともに、不足する人材確保の取組を支援すること。

２ 「持続可能で豊かな生活基盤の構築」

(1) 電気・ガス料金・ガソリン価格の引き下げの支援や米の市場価格適正化に向けた対策など、物価高騰や関税措置の影響を抑えるための総合的な対策に取り組むこと。

(2) 北海道において重要な社会インフラである鉄道について、国の責任において全国的な鉄道ネットワークのあり方を早期に示し、地域的心声を十分に反映し、持続可能性の確保を基本に主体的に関与・調整すること。また、ＪＲ北海道の経営基盤を強化するため、安定的・継続的な財政支援を講じること。

(3) 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保及び利便性の向上、ネットワークの再構築、深刻化するバス・タクシー運転手等の人材不足解消の取組など、持続可能な地域公共交通の実現に向け、積極的な支援を行うこと。

(4) 地方大学や公立高校は、地域づくりを担う人材の育成拠点であり、地域課題の解決やイノベーション創出の中核を担う重要な役割を果たしていることから、地方大学の産学官連携による地域産業との協働や行政課題への対応、起業の促進といった取組を一層推進できるよう、地方大学への支援を強化すること。

また、公立高校についても、地域資源を活かした学習機会や地域課題解決型カリキュラムの充実などにより、生徒が地域の魅力を実感し、地元を誇りを持つことができるよう、教員体制の充実や外部連携の支援を図り、若者の地元定着を促進すること。

(5) 人口減少社会において、デジタルトランスフォーメーションの推進は必要不可欠であることから、人材の育成も含め、地域の創意工夫ある取組を強力に支援すること。

(6) 外国人の受入については、地方の実情を考慮した育成就労制度及び特定技能制度の運用を図るとともに、日本語教育・生活支援、自治体への十分な財政措置を含めた総合的な受入環境の整備を図ること。

また、自治体への支援は、関係省庁を一元化し、窓口となる省庁を明確に定めること。

(7) 自治体病院の厳しい経営状況を踏まえ、病院事業会計への繰出金等に係る財政措置を拡充するとともに、特に、コロナ禍後の物価高騰、賃上げの社会情勢の影響により、自治体財政は苦境に陥っていることから、地域医療体制の維持に影響が生じないように、緊急に十分な財政支援を行うこと。

以上、決議する。

令和7年10月17日

北海道市長会

